

平成 28 年度 第 5 回教育問題審議会 会議録

日時：平成 28 年 8 月 3 日（水）

午後 2 時 55 分～午後 5 時

場所：泉南市埋蔵文化財センター 講堂兼視聴覚室

○会長

本日は御多用の中、教育問題審議会の会議に御出席いただきまして、まことにありがとうございます。御案内の時刻よりも少し早いですが、欠席連絡をいただいている委員の皆さん以外はおそろいということでございますので、ただいまから第 5 回泉南市教育問題審議会を開催させていただきます。

新しいメンバーの方もおられますので、改めて自己紹介をさせていただきます。私は、本審議会会長の大阪教育大学の G でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、初めに、本日は新たな諮問をいただくこともあり、教育長から御挨拶をいただきます。

○教育長

皆さん、こんにちは。第 5 回泉南市教育問題審議会の開催に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

委員の皆様には、公私何かと御多用の中、本審議会に御出席を賜りまして、本当にありがとうございます。また、平素より本市教育行政に対しまして、御理解、御協力を賜りまして、心より御礼申し上げます。

今年 1 月から始まりました教育問題審議会でございますが、去る 5 月に答申を得た後、パブリックコメントを経て、子どもたちをめぐる今日的課題に対応し、本市教育の中長期的な目標や基本的な方向性を明らかにするものとして、7 月に泉南市教育振興基本計画を策定させていただきました。

8 月に入り、本日は新たに諮問をさせていただき、教育振興基本計画の理念実現を図るための、学校規模適正化を含めた今後の学校のあり方について御審議をいただくことになります。

検討の視点として、小中一貫教育を視野に入れた小中連携、あるいは、学校、家庭、地域のつながりを力にして未来を拓く教育コミュニティの拠点としての学校、そういうことをお示ししております。

新委員の構成につきましても、今回は具体的な学校のあり方を検討するということに当たりまして、広く意見をお聞きするために、これまでの委員の皆様に加えて、市民公募 2 名、教育コミュニティの基盤となる 4 つの中学校区からの学校代表、PTA 代表の方にも参加していただくということになりました。

事務局といたしましては、泉南市の子どもたちに生きる力と確かな学力を育成するために、小中一貫教育の推進を視野に入れながら、教育環境の整備・充実と教育の質の向上を進めていきたいと考えております。

委員の皆様には、大変お忙しい中、限られたスケジュールの中で集中的に御審議をいただくということになります。大変御苦勞おかけいたしますが、将来の本市の教育のあり方、方向性をしっかりと見定めていく会になると思いますので、今後ともよろしくお力添え、御協力いただけたらと思います。

甚だ簡単ですけれども、開会に当たりまして御挨拶とさせていただきます。本日はどうも御苦勞さまです。

○会長

ありがとうございます。

続いて、審議委員紹介に移ります。

今、教育長のお話にもありましたが、新たな審議委員のメンバーも増えているということでございますので、このことにつきまして、事務局から説明をお願いします。

人権教育課長。

○人権教育課長

失礼いたします。人権教育課長でございます。

私から、新たな審議委員について御説明させていただきます。

まずは、先日お配りいたしました「資料１」と、本日配付の「資料６」を御用意願いたいと思います。

審議委員の人数につきましては、本日配付の「資料６」の条例の第３条にありますように、20人以内となっております。後ほど諮問いたしますとおり、今回からは、具体的な学校のあり方を検討するということで、広く意見を聞くために、市民の方、学校代表、PTAの代表の方を増員することになりました。具体的には、市民公募の市民委員２名様に加えて、教育コミュニティの基盤となる中学校区を基準として、各中学校区から学校代表として、校長先生１名、PTA代表の方１名を増員いたしました。

このうち、市民公募の市民委員様は、６月１０日から７月１１日まで公募した結果、Ｒ様、Ｓ様の２名の方を選考いたしました。

学校代表としましては、泉南中校区からＤ様、信達中校区からＱ様、西信達中学校区からＴ様、一丘中学校区からＱ様の各校長先生。このうち、Ｄ様は、中学校校長会代表、Ｑ様は、小学校校長会代表を兼ねておられます。

続いて、PTA代表につきましては、泉南中学校区からＶ様、信達中学校区からＱ様、西信達中学校区からＱ様、一丘中校区からＱ様。このうち、Ｑ様は、市PTA協議会の代表も兼ねております。

なお、本日、市民公募の市民委員のＳ様は、欠席の御連絡をいただいております。また、市議会代表の委員のＣ様も、本日欠席の御連絡をいただいております。

以上になっております。

○会長

それでは、新メンバーを迎えまして、改めて委員の皆様方の御紹介に移りたいと思います。恐縮でございますが、自己紹介の形で、順番に所属とお名前を

お願いいたしたいと思います。

委員の皆様は、今課長から説明のあった資料 1 をご覧いただきたいと思います。

それでは、B 委員から順によりしくお願いします。

○B 委員

泉南市議会議長の B でございます。よろしくお願い申し上げます。

○N 委員

こんにちは。泉南市区長連絡協議会の N です。よろしくお願いいたします。

○I 委員

こんにちは。青少年指導員協議会の I でございます。よろしくお願いします。

○R 委員

こんにちは。市民公募委員の R と申します。よろしくお願いします。

○P 委員

はじめまして、泉南市副市長の P と申します。よろしくお願いします。

○K 委員

同じく、総合政策部長の K でございます。よろしくお願い申し上げます。

○L 委員

同じく、総務部長の L と申します。よろしくお願い申し上げます。

○O 委員

公立幼稚園代表、あおぞら幼稚園園長の O と申します。よろしくお願いいたします。

○X 委員

西信達中学校区の P T A 代表で、今、あおぞら幼稚園の P T A 会長をやっています X といいます。よろしくお願いします。

○T 委員

こんにちは。西信達中学校区校長の代表として来させていただきました、西信達小学校の校長の T です。よろしくお願いします。

○Y 委員

こんにちは。一丘中学校区 P T A 代表の Y と申します。よろしくお願いいたします。

○U 委員

こんにちは。一丘中学校区校長代表、新家小学校の U です。どうぞよろしくお願いします。

○W 委員

こんにちは。信達中学校区 P T A 代表、東小学校の P T A 会長の W と申します。よろしくお願いいたします。

○Q 委員

こんにちは。信達中学校区校長会代表、信達小学校校長の Q です。どうぞよろしくお願いします。

○V委員

市PTA協議会代表のVです。よろしくお願いします。

○D委員

皆さん、こんにちは。泉南中学校区校長会代表、泉南中学校のDでございます。よろしくお願いします。

○副会長

失礼いたします。皆さん、こんにちは。私は、学識の立場として、前回からずっと副会長をさせていただいています、大阪体育大学のHと申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○会長

先ほども申しましたが、大阪教育大学、Gと申します。会長の大役を仰せつかっております。皆様、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、本審議会の事務局を務めます、教育委員会事務局の皆様の自己紹介もお願いしたいと思います。

○次長兼指導課長

失礼します。次長兼指導課長でございます。どうぞよろしくお願いします。

○人権教育課長

失礼します。人権教育課長でございます。よろしくお願いします。

○教育部長

こんにちは。教育部長でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○教育長

教育長でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○教育部参与

教育部参与でございます。よろしくお願いいたします。

○教育総務課長

こんにちは。教育総務課長でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○教育部参事

教育部参事でございます。学校給食を担当しております。どうぞよろしくお願いいたします。

○生涯学習課長

こんにちは。生涯学習課長でございます。よろしくお願いいたします。

○文化振興課長

こんにちは。文化振興課長でございます。よろしくお願いいたします。

○青少年センター館長

こんにちは。青少年センター館長でございます。よろしくお願いいたします。

○学務課長

学務課長でございます。よろしくお願いします。

○会長

ありがとうございます。

次に、配付資料の確認を事務局からお願いします。

○人権教育課長

失礼いたします。配付資料の説明をさせていただきます。

まずは、事前配付の資料といたしましては、「資料 1」は「教育問題審議会委員名簿」、それから「資料 2」は「パブリックコメントに対する教育委員会の考え方」、「資料 3」は「泉南市教育振興基本計画」、「資料 4」は「諮問書」の写し、「資料 5」は「審議会開催日程（案）」になっておりますが、加えまして、本日配付の資料といたしまして「資料 5」があると思います。こちらのほうで後ほど御審議いただきますので、差替えをよろしく申し上げます。「資料 6」も本日配付ですが「教育問題審議会条例」、続きまして「資料 7」は「市教育問題審議会条例施行規則」となっております。

不足等ございませんでしょうか。よろしく申し上げます。

○会長

皆様、おそろいでしょうか。

それでは、諮問書手交に移りたいと思います。事務局、お願いします。

○教育部長

それでは、教育委員会から本審議会に対しまして諮問をさせていただきたいと思います。

委員の皆様には、先ほど御説明をしました資料のうちの「資料 4」（写し）というふうに打っておりますけれども、諮問書の写しをお配りしておりますので、そちらをご覧くださいと思います。

諮問書は、教育長から会長にお渡しをさせていただきます。

なお、諮問書の 1 ページ目の「諮問の趣旨」以降につきましては、後ほど事務局から説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、手交させていただきます。教育長、前のほうへどうぞ。

○教育長

泉南市教育問題審議会会長、G 様。「諮問書」。泉南市教育問題審議会条例（平成 12 年泉南市条例第 26 号）第 2 条の規定に基づき、下記の事項について審議を求めます。平成 28 年 7 月策定の泉南市教育振興基本計画において、計画の推進方策として示した「計画の理念実現を図る学校規模適正化を含めた学校の在り方検討」について。泉南市教育委員会教育長。

よろしく御審議をお願いいたします。

○会長

それでは、座ったままで議事の進行をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議事に入ります前に、新たな審議委員のメンバーもごございますので、改めて審議会の議事を進めるに当たって、規則の説明を事務局のほうからお願いします。

○教育部長

それでは、御説明いたします。座ったままで失礼させていただきます。

お手元に、本日お配りをいたしました、右肩に「資料 7」と記しております

1枚もの、「泉南市教育問題審議会条例施行規則」をご覧いただきたいと思います。

まず、会議についてでございますが、表面の中ほどでございます第2条第1項で、「会議は、会長が招集し、議長となる」と定められております。また、同条第2項では、「委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない」とされております。本日の会議につきましては、現在お願いしております委員20名中、18名の方の御出席をいただいております。また、同条第3項では、「審議会の議事は出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の定めるところによる」とされております。

次に、会議の公開につきまして、資料2ページ目、裏面の第4条をご覧いただきたいと思います。同条第1項に「審議会は公開するものとする」との定めがございます。ただし、第2項で「議長は必要があると認めるときは、出席委員の過半数の同意を得て非公開とすることができる」ともされております。したがって、原則は、この審議会につきましては公開とさせていただきたいと思います。

ただし、傍聴の希望者が一定の人数を超えると、スペースの関係などによりましては、人数制限をさせていただくこともありますので、よろしくお願いしたいと思います。

この会議に当たってのルール、規則につきましては、以上でございます。

○会長

ありがとうございました。それでは、会の成立につきましては、本日、過半数の出席になっておりますので、会は成立ということで進めたいと思います。また、会議の公開につきましては、本日傍聴を希望する方がございますので、入っていただければよろしいでしょうか。

それでは、傍聴者の方に入ってもらってください。

(傍聴者入場)

○会長

それでは、議事に入らせていただきます。本日の議事日程の6番目に、議事事項が書いてございます。

まず、第1番目の教育振興基本計画について、事務局から説明をお願いします。

人権教育課長。

○人権教育課長

失礼いたします。教育振興基本計画について御説明させていただきます。「資料2」と「資料3」の御用意をお願いしたいと思います。主に「資料2」のほうの御説明をさせていただきます。

前回、4月に行われました第4回審議会で示しました教育振興基本計画（案）に基づき、5月に本審議会から答申をいただきました。続きまして、去る6月1日から30日までパブリックコメントを募集した結果、1通、コメントをいただきました。それが「資料2」の左側のところにかかれてある部分でございます。

す。

パブリックコメントは、最初の２行目にありますとおりに、計画案そのものへの異論ではないということが明記され、その考え方に基づいた具体的な取り組みの提案がされておりました。このことをもって、計画案そのものにつきましては、去る７月１２日に行われました教育委員会の定例会議で議決され、成案となりましたので、以上、報告させていただきます。

なお、泉南市教育振興基本計画は、後ほど諮問のところで引用させていただきますので、その際説明させていただきます。

以上でございます。

○会長

ありがとうございました。それでは、御意見・御質問がございましたら、出していただけますでしょうか。

なお、議事録の関係で、発言の際は挙手をお願いします。私が指名いたしますので、その後、御発言をお願いします。

特にございませんでしょうか、パブリックコメント等に対していかがでしょうか。

議案の２番目に移っていただきたいと思います。

先ほど教育長から諮問をいただきましたが、これについて詳しく説明をいただきたいと思います。

人権教育課長

○人権教育課長

失礼します。それでは、「資料４」、「諮問書」の写しをご覧ください。こちらの１ページの諮問の趣旨から朗読をさせていただきながら、若干の説明を加えてお話しさせていただきます。

１、経緯。泉南市教育委員会では、平成１８年３月の教育問題審議会答申を受けて、学校・園と地域、家庭が連携し、「学び愛」「支え愛」「育ち愛」の３つの愛で子どもを育むことを基本理念とした「泉南市教育改革プラン」（サン愛プラン）を策定し、その計画のもとに教育の充実に取り組んできた。

しかし、近年、グローバル化や少子化、高齢化等、社会全体が急速に変化する中、教育環境も大きく変化し、「子どもの貧困」に象徴されるように、格差の再生産、固定化の進行に伴い、経済的、社会的な事情にかかわらず、能力を発揮する機会をひとしく享受できることが改めて教育課題となっている。これを受け、平成２７年１０月に泉南市教育大綱が策定されたところであり、教育委員会として、子どもをめぐる今日的課題に対応するため、本市教育の中長期的な目標や基本的な方向性を明らかにし、教育方針を定める際の指針となるものとして、泉南市教育振興基本計画を策定することとした。

具体的には、平成２８年１月に泉南市教育問題審議会、この審議会でございます、に対して「泉南市教育振興基本計画の策定について」を諮問し、審議が重ねられ、５月に答申を得た後、７月に泉南市教育振興基本計画を策定したところである。

それが、今日の「資料3」としてお示ししております教育振興基本計画でございます。続けます。

本市では、昭和40年代から50年代の高度経済成長期に進められた住宅開発に伴って、小学校をはじめとする公共施設等の整備を積極的に進めてきた。現在、それらの多くは、建設後40年以上が経過しており、大規模改修や建て替え等に多額の費用が必要になると見込まれるが、市の財政状況は厳しい状況が続いており、現在保有する公共施設等をそのまま維持していくことは、本市にとって極めて重い負担となることがわかってきた。

そこで、将来を見据えた中で、世代を超えて市民に利用される公共施設等の望ましい形とは何か、その全体的なあり方についての方向性や考え方を示すために、平成27年1月、「泉南市公共施設等ファシリティマネジメント推進基本方針」が策定された。その方針を踏まえ、平成28年3月には、持続可能な市民サービスを将来にわたって提供できるよう、公共施設等の最適化に関する基本的な考え方を総合的に示した「泉南市公共施設等最適化推進基本計画」が策定された。

その経緯の中で、平成27年12月に「泉南市公共施設等最適化推進基本計画（骨子案）」が示され、計画期間40年間の数値目標を「公共施設の延床面積40％縮減」と定めて計画を進めていくことが明記された。

具体的には、小中学校については、最適化手法として「統廃合」「複合化」が示され、考え方として「耐用年数を経過する老朽化施設について、児童生徒数の推移に従い、計画的な再編統合を進めていく」、「その過程で余剰教室が確保できるのであれば、集会所機能を補完するものとして積極的に活用していく」、「また、その際には、これからの学校及び学校を中心とする生活拠点の在り方についても、市民とともにあわせて検討し、施設の所在する生活拠点の再編を検討する」ことが示された。

このような動向を踏まえて、平成28年1月から始まった教育問題審議会の泉南市教育振興基本計画の審議においては、市の方針との整合性を図ることが求められ、基本計画の「計画の推進方策」として、「計画で示した教育理念の実現を図るため、その教育環境の整備として、学校規模の適正化を視野に入れた学校の在り方を検討すること」を示した。

それが、先ほどの「資料3」、「教育振興基本計画」の2ページの（4）の部分に当たります。続けさせていただきます。「諮問書」の写しの2ページの四角囲みの上でございます。

その際、検討するときの重要な視点として、「小中一貫教育を視野に入れた小中連携」、「学校、家庭、地域のつながりの力で子ども未来を拓く教育コミュニティの拠点としての学校の役割」の2点を示した上で、先ほど申し上げました、「泉南市公共施設等ファシリティマネジメント推進基本方針及び泉南市公共施設等最適化推進基本計画」との整合性を図ることを条件としている。

また、具体的施策としては、学校規模の適正化を視野に入れた学校のあり方について検討し、基本方針を策定することを示した。

一方、本市では、新たな教育理念の確立と教育課題の解決を実現するため、平成 16 年より教育問題審議会に諮問し、小学校の適正規模化に向け、校区再編を進めてきた。平成 17 年、その審議にかかわって、特定の地域に対する忌避意識に基づく反対意見が市民から発せられるという土地差別事象が連続的に生じた。このことの後の審議への影響は大きく、本来、校区再編に当たっては調整区廃止が原則であったが、結果として審議会答申では、課題を残しながら新たな調整区を設ける形の校区編成が定められた。

本市人権政策推進本部では、事象を踏まえ、全庁的な人権啓発・人権教育の取り組みを推進するため、平成 23 年に「調整区解消に係る基本方針」「調整区解消に係る人権啓発・人権教育のとりくみの推進プラン」を策定した。

推進プランは、計画期間を平成 24 年度から平成 28 年度の 5 年間とし、その後、大規模校・小規模校是正に向けての市内各小学校の児童数の動向を見通した上で、調整区を解消することが示されているということで、調整区解消の計画期間が、平成 28 年度末になっておるということを書かせてもらっております。

3 ページ、2 の検討の視点に移っていきます。

検討の視点の 1 点目は、①小中一貫教育を視野に入れた小中連携でございます。

泉南市教育振興基本計画の「基本理念」は、「つながりを力にして～現実と向き合い、様々な困難を乗り越えながら、社会を構成する一員へ～」ということになっております。基本理念につきましては、先ほどの「資料 3」の「泉南市教育振興基本計画」の 14 ページから理念について載っております。また、ご覧いただきたいと思います。

3 ページの 2 の①の 2 行目から読みます。

そこには、経済的・社会的に厳しい状況にあっても、人と人のつながり、保育所・幼稚園・認定こども園・小学校・中学校のつながり、学校・家庭・地域のつながりなどの「つながりを力にして」、現実と向き合い、さまざまな困難を乗り越え、未来を切りひらくという思いが込められている。文部科学省委託研究「平成 25 年度全国学力・学習状況調査（きめ細かい調査）の結果を活用した学力に影響を与える要因分析に関する調査研究（国立大学法人お茶の水女子大学）」、以下「きめ細かい調査」と言います、「きめ細かい調査」で明らかにされたように、家庭の社会経済的背景と子どもの学力には強い相関関係があり、このことは本市においても例外ではない。その中で今、不利な環境においても学力格差を改善し、学校全体、市全体の学力の向上を図り、全ての子どもたちの進路を保障することが、大きな教育課題となっている。

「きめ細かい調査」では、家庭の社会経済的背景を越えて、学校全体の学力を上げている学校の取り組みの共通の特徴を幾つか挙げているが、その中でも格差の改善に有効なものとして示されているもののうちの 1 つが「小中連携」である。すなわち、課題克服のためには、各学校がみずからの学校内の取り組みを充実させることはもちろん、小中のつながりのもと、一貫した教育システムの構築が、今後、大きな意味を持つと考える。

以上の理念を踏まえ、泉南市教育振興基本計画の「計画の推進方策」には、小中連携に関しては、全ての子どもの学力の向上と進路の保障を目指し、丁寧な日常的な交流の積み重ねの上に立った共通理解のもと、小中一貫教育を視野に入れたシステムの構築を図ることを示している。

小中一貫教育について定義させていただいています。小・中学校が目指す子ども像を共有し、9年間を通じた教育課程を編成し、系統的な教育を目指す教育であります。

小中一貫教育の狙いとしては、「中1ギャップの緩和など生徒指導上の成果をあげる」、「学習指導上の制度を上げる」、「9年間を通して児童生徒を育てるという教職員の意識改革を図る」などがあるが、文部科学省が平成26年に実施した小中一貫教育実施の市区町村及び小中学校への調査では、その成果として以下の点が示されています。

学習指導上の成果としましては、「各種学力調査の結果の向上」、「学習意欲の向上」、学習習慣の定着、「授業の理解度の向上、学習に悩みを抱える児童生徒の減少」などがあります。

生徒指導上の成果としましては、「いわゆる中一ギャップの緩和」（不登校、いじめ、暴力行為等の減少、中学校進学に不安を覚える生徒の減少）、「学習規律・生活規律の定着、生活リズムの改善」、「自己肯定感の向上、思いやりや助け合いの気持ちの育成」、「コミュニケーション能力の向上」などがあります。

教職員に与えた効果としましては、「指導方法への改善欲の向上、教科指導力・生徒指導力の向上」、「小学校における基礎学力保障の必要性に対する意識の高まり」、「小・中学校で共通に実践する取り組みの増加や、小・中学校が協力して指導に当たる意識の高まり」、「仕事に対する満足度の高まり」などです。

その他、「保護者との協働関係の強化、地域との協働関係の強化」、「学校運営、校務分掌の効率化など」があります。

その他にも「上級生が下級生の手本となろうとする意識が高まった」、「下級生に上級生に対するあこがれの気持ちが強まった」など、子どもの姿の変容も成果として挙げられております。

以上のような効果を狙い、小中一貫教育を推進していくということになっております。

このほかの説明でございますが、小中一貫教育としましては、6・3制を今までとってきましたが、多くの実施校では、4・3・2制をとっているということがございます。特に、先日も新聞等に掲載されており、御存じかと思いますが、2020年度から、小学校5年生から英語が教科化になるという状況になっております。小3から外国語活動ということになっており、この「小5から」というところを考えたときも、この英語科ということを意識して、今後4・3・2制の小中一貫というのはふえてくるのではないかなというふうに考えております。

また、ほかの実践例を見てみますと、コミュニケーション能力をつけるために、会話科とか言葉の時間などを使っている学校もあり、それと英会話につな

げて実施している学校も多くございます。

英語以外にもう一つの視点は、総合的な学習や生活科も含めまして、生き方を考えるという学習です。「キャリア教育」というものがございまして、何のために学ぶのかということ、学習意欲を高めることを目的として、「キャリア教育」を小学校1年生から中学校までかけてやっていくということです。東京の品川区などでは、「市民科」という名前をつけてそのような教育を実施している学校が多くあります。

また、4・3・2制でいきますと、小学校5年生から教科担任制を実施するなど、中学校への円滑なつながりをしていくとか、品川区などで50分の授業を実施しております。

いずれにせよ、一番効果があるのは、先ほども言った「中1ギャップの緩和」、不登校、いじめ、暴力行為の減少や、中学進学に不安を覚える生徒の減少という点が一番の効果であると思いますし、もともと教育振興基本計画の中で、いろんな生活状況・家庭状況を超えて子どもたちに学力をつけるためには、小・中一貫しつながりを持たせることが必要であろうということで、このような方針を検討の視点として出しております。

続きまして、もう一度戻って4ページの②です。

学校、家庭、地域のつながりの力で子どもの未来を拓く教育コミュニティの拠点としての学校の役割。

前述の「きめ細かい調査」によると、家庭の社会経済的背景の影響を取り除いても、学力との関係が見られる保護者の意識として「生活習慣に関する働きかけ」、「読書に関する働きかけ」、「学習に関する働きかけ」、「文化活動、芸術活動、自然活動に関する働きかけ」、「子どもとのコミュニケーション」とともに、「学校の教育に関する意識」、「学校の活動への参加」等の重要性が明らかになっています。

しかし、本市の実態を見ると、家庭の社会経済的背景の厳しい保護者ほど、教育への意識が学校とのつながり、地域・社会とのつながりが希薄になっている現状があります。

そのような中で、学校、家庭、地域が一体となったつながりを再構築し、学校、家庭、地域の教育力の向上を図ることが、今後、より一層重要な意味を持つと考えます。そのためにも、学校は家庭、地域とともに目指す方向性を共有し、協働する取り組みをつくる必要がある。

以上の理念を踏まえて、泉南市教育振興基本計画では、「家庭、地域、関係団体の学校教育への参画とともに、子どもを中心に世代を超えたつながりをつくり、教育コミュニティとしての学校、家庭、地域が一体となった取り組みを、それぞれの場で創造すること」、「このような人々の信頼関係や結びつきを力にして、子どもたちが未来を拓くために、学校は教育コミュニティの拠点としての役割を果たすこと」、「そのための複合的な教育環境の整備を図るとともに、家庭、地域に本計画を公開、周知し、協力と理解を求めること」を「計画の推進方向」として示しております。

③泉南市公共施設等最適化推進基本計画（平成 28 年 3 月）との整合性。

検討の際に整合性を図るべき平成 28 年 3 月策定の泉南市公共施設等最適化推進基本計画は、計画期間を 40 年と定め、公共建築物の総延床面積を 40%縮減することを数値目標にしています。その中で、小・中学校においては、「公共施設等再編の方向性」として以下のように示されております。

「小学校、中学校（統廃合、複合化）。」、「耐用年数を経過する老朽化施設について、児童生徒数の推移に従い、計画的な再編統合を進めます。」、「その過程で余剰教室が確保できるのであれば、集会所機能を補完するものとして積極的に活用します。」、「また、その際には、これからの学校及び学校を中心とする生活拠点のあり方についても市民とともに合わせて検討し、施設の所在する生活拠点の再編を検討します。」

④調整区の解消。泉南市教育振興基本計画には、調整区の解消について以下のように示しております。

「基本方針（3）明るく安心できる学習環境の整備、充実。⑥調整区の解消。

教育コミュニティの創造と教育環境の保障を図るため、単一校区を目指した学校規模の適正化を推進する中で、調整区を解消します。調整区の解消に当たっては、土地差別問題解決の視点を踏まえ、総合的施策の中で人権啓発、人権教育の取り組みを推進するとともに、行ってみたいと思えるモデル校を構築し、その理念を広げることで、市全体の教育力の向上を図ります。」

本市は、これまでも教育問題審議会に諮問し、調整区廃止の原則にのっとり、小学校の適正規模化に向けて校区再編を進めてきたが、前述したように課題を残しながら、新たに調整区を設置することになったと。

審議会答申では、鳴滝第 1 小学校と鳴滝第 2 小学校の小規模是正に向けて、両行の統合が示され、あわせて信達小学校・樽井小学校の過大解消に向けて、信達小学校、樽井小学校の鳴滝小学校に係る調整区を以下のように設けた。

「信達小学校区のうち、市道信達樽井線大阪側及び国道 26 号線より海側。」、「樽井小学校区のうち、市道信達樽井線大阪側の樽井 1 丁目と樽井 7 丁目。」

また、信達小学校の過大解消に向けて、信達小学校の一丘小学校に係る調整区を以下のように設けた。「信達小学校区のうちの信達大苗代地区。」、「ネスティコート泉南は、開発時に一丘小学校を指定としたが、ネスティコート泉南を含む信達大苗代区全体を信達小学校に指定し、一丘小学校との調整区」としました。

雄信小学校の小規模是正、樽井小学校の過大解消に向けて、雄信小学校の樽井小学校に係る調整区を以下のように設けた。「雄信小学校区のうちの浜区（男里 5 丁目・6 丁目・7 丁目）。」、「サザンコーストは、開発時に樽井小学校と指定しましたが、サザンコーストを含む浜区全体を雄信小学校に指定し、樽井小学校との調整区」としました。

前述のとおり、人権政策推進本部では、調整区解消に向けて校区再編調整区問題対策部会を置き、調整区解消の取り組みの進捗管理を行ってきた。そこでは、現在、「調整区解消に係る人権啓発・人権教育のとりくみの推進プラン」の

計画期間の最終年度に当たり、5年間の総括として、土地差別解決の視点から、教育・啓発だけでなく、学校、家庭、地域社会におけるさまざまな人びとが協働して子どもの教育のために力を出し合う「周辺地域と一体となった、教育を核としたコミュニティづくり」の必要性が問題提起されている。

このように、学校規模の適正化を視野に入れた学校のあり方を検討するに当たっては、調整区そのものの解消とともに、土地差別解決に係る「教育を核としたコミュニティづくり」の視点を踏まえる必要がある。

⑤今後40年間の将来を見通した学校のあり方。将来の人口変動や、社会状況の変化によって、学校のあり方は常に変化せざるを得ない性質を持っている。加えて、今回の児童生徒数の推計が中長期的な人口変動予測に基づいて行われたとしても、社会状況の変化によって結果が異なることもある。そのことを踏まえながら、今回の検討は、今後40年間の将来を見通し到達点を考える。その間は、児童生徒数の動向を見ながら、段階的に実施することも視野に入れて検討するとしております。

検討の条件です。

まず、1番目、小中一貫教育を実行できる教育環境ということで、まず、第一の優先条件として、9年間を通じた教育課程を編成し、系統的な教育を目指す小中一貫教育を実行できる教育環境の整備を挙げたい。

前述の、平成26年実施の文部科学省による小中一貫教育実施の市区町村及び小中学校への調査分析では、小中一貫教育における教育課程や指導に関する取り組み、人間関係固定化に関する取り組み、教職員交流に関する取り組み及び地域や保護者との連携に関する取り組みの、3つの取り組みの実施について、施設一体型・隣接型、中学校1校と中学校1校の組み合わせ（1対1）の施設分離型、中学校1校と複数小学校の組み合わせ（1対多）の施設分離型の、3つの施設類型別で分析している。

その結果、取り上げたほとんどの取り組みは「施設一体型・隣接型」の学校で実施されやすく、続いて「中学校1校と小学校1校の組み合わせ（1対1）の施設分離型」になり、「中学校1校と複数小学校の組み合わせ（1対多）の施設分離型」の学校では、相互の乗り入れ授業をはじめとして実施されにくい状況にあることが明らかになった。

また、小中一貫教育の総合的な成果の自己評価についても、「施設一体型・隣接型」の学校で評価が高く、続いて「中学校1校と小学校1校の組み合わせ（1対1）の施設分離型」となり、「中学校1校と複数小学校の組み合わせ（1対多）の施設分離型」は、類型別の中では最も低い結果になっている。

これらの調査結果を参考に、小中一貫教育を実行できる教育環境を条件とする必要があるとしております。

②地域コミュニティを基盤にした教育コミュニティの創造。現在、本市では、学校と家庭・地域とが連携協働し、地域の教育コミュニティを形成する学校支援地域本部が中学校区ごとに設置され、積極的な活動がなされている。そこでは、これまで地域住民が大切にしてきた中学校区における伝統的な地域コミュ

ニティを基盤として、新旧住民を交えた、子どもを中心に世代を超えたつながりをつくる新たなコミュニティ（教育コミュニティ）が形成されている。

また、教育以外の地域福祉分野にあっても、地域包括支援センターの日常生活圏は、中学校区で行政サービスが実施されている現状がある。

なお、平成 18 年 3 月の教育問題審議会答申、「これからの泉南市の教育の在り方について」において、中学校区の教育コミュニティづくりを基盤とする適正化が、学校規模適正化のための原則として位置づけられており、これまでの教育問題審議会との一貫性を図る意味でも、現在の中学校区を基盤にした教育コミュニティを創造することを条件としたい。

過去の審議会において、地域コミュニティの分断に象徴されるように、「地域コミュニティを基盤とした教育コミュニティの創造」という視点が弱かったことが学校再編を困難にしてきた経緯がある。そのことへの反省をもとに、その視点を確かなものとする必要がある。

③調整区の解消。検討の視点で述べた、現在ある調整区の解消を条件として挙げたい。また、学校再編に当たっては、二度と土地差別事象を起こさないよう、これまでの教育問題審議会の原則になっていた「人権を尊重する適正化」、すなわち、人権問題の解決を図るという視点を踏まえる必要がある。同時に、その視点から中学校区で推進してきた教育（子ども）を核としたコミュニティづくりについても、尊重する必要がある。

④学校規模。学校規模については、学校教育法施行規則第 41 条において、12 学級以上 18 学級以下を標準としている。加えて、文部科学省では、従来から 25 学級以上の学校を大規模校、31 学級以下の学校を過大規模校としている。このことを参考に検討する必要がある。

⑤通学距離・通学時間。義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令第 4 条において、公立小・中学校の通学距離については、小学校はおおむね 4 km 以内、中学校ではおおむね 6 km 以内を基準にしている。また、通学時間としては、スクールバス等の利用を含め、おおむね 1 時間以内を基準としている。このことを参考に検討する必要があるということを書いております。

4 番は、各小学校の学級数の動向です。

こちらのほうは、表が 2 つずつ、小・中学校ありますが、上のほうが、国立社会保障・人口問題研究所による推計をもとにした学級数でございます。こちらのほうは、「資料 3」の「泉南市教育振興基本計画」の 4 ページ、5 ページを開けていただきたいと思います。5 ページの「人口減少に対する特段の施策を講じないものとして想定した推計」の数字にのっとって、小学校ごとの推計を、2015 年を基準に 40 年間の学級数を見たものです。ここには、支援学級は含まれておりません。支援学級以外の学級でやっております。6 より減るとするのは、複式学級というふうに御理解いただきたいと思います。

8 ページの下、「泉南市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」による推計をもとにした学級といたしますのは、先ほどの教育振興基本計画の 4 ページ、市としての施策として今後、まち・ひと・しごと創生という取り組みを実施した

ときには、このような数になるということが小学校ごとの数字でございます。

続いて、②は、それを中学校の学級数にしたものです。先ほど言った、特段の施策を講じないものとして想定したときの推計が上の表、施策を講じたときの学級数が下の表というふうになっているというのが、各中学校の推計です。また、こちらのほうも参考に審議をお願いしたいと思います。

10 ページをお願いします。

本教育問題審議会において検討していただきたいところが、ここの部分になります。検討事項を読ませていただきます。

「泉南市の子どもたちの生きる力と確かな学力を育成するため、今後 40 年間で、児童生徒数の推移、建物の耐用年数等を踏まえた上で、段階的に、全ての小学校と中学校を小中一貫校とすることを目指す。」となっております。

2 つ目は、「小中一貫校を円滑に実現するため、中学校区を教育コミュニティづくりの基盤として、原則として現在の各中学校区につき、中学校 1 校、小学校 1 校を基本とする。また、中学校区の状況によっては、施設一体型も視野に入れる。ただし、児童生徒数の動向や社会状況等に応じて、必要な見直しを行うものとする。」となっております。

このように、それぞれの中学校区ごとに小学校 1 校になったときの学級数を、表にお示ししております。上は、先ほど申し上げましたとおり、特段の施策を講じないときの学級数、下は施策を講じたときの学級数ということで書かせていただいております。

(2) 方針実現のための条件です。

①教育環境の整備。学校統合については、地域住民が大切にしてきた歴史的経緯の上に立って、教育環境の充実を第一義として行い、小中一貫教育の推進、教育コミュニティの拠点としての学校の役割を踏まえ、新校舎を建築する。児童生徒数はもちろん、教育内容・方法に適應するために、統合後の学校における学習内容や学習形態に応じた施設設備の充実を図る。地域への学校開放を前提としたコミュニティスペースなど、地域人材との日常的な連携を実現する環境を整備する。新校舎建築後は、長期間の使用に耐えられるよう、計画的に大規模改修を実施する。

通学バスでございますが、通学距離が著しく長くなる地域に関しては、通学バスやコミュニティバスによる通学の安全・利便性の確保を必要条件とするということになっております。

先ほど申しましたように、主に何を審議していただくかというところになりますと、5 の検討事項というところになります。

ここに記載しておりますとおり、この文章だけでは伝わりにくいところがありますので、イメージをお伝えさせてもらおうと、泉南市の子どもたちの生きる力と確かな学力を育成するために、泉南市の全ての小・中学校で、小中一貫校を目指すということになっています。

小中一貫校には、先ほど申しましたとおりに、3 つの類型がありまして、「施設一体型」と「隣接型」というのが、7 ページの 6 行目から。それから、中学

校1校と小学校1校の組み合わせ「1対1の施設分離型」、それから、中学校1校と複数小学校の組み合わせ「1対多の施設分離型」の、およそ大きく分けて3つの類型がございます。

そして、小中一貫校を効果的に実現するためには、先ほど申しましたとおり、中学校区を教育コミュニティづくりの基盤として、原則として現在の各中学校区につき中学校1校、小学校1校が一番基本となるだろうと考えております。そのことを、今後40年間をめどに目指していくということになっております。中学校区の状況によっては、「施設一体型」も視野に入れるということになっております。

ただし、先ほど学校規模ということもありまして、25学級の大規模小学校をつくるというわけにはいきませんので、ハード面につきましては、今後40年間の間で、中学校区のどこか1つの学校の建物の耐用年数が来た時点で、統合して新たにつくる小学校の学校規模が大規模校にならない見込みがあるという時点で、そこで初めて判断をしていくということになっていくかと思えます。

それまでは、原則としまして現状のままとして、建物の耐用年数がきた学校については改築等に対応するなど、段階的な実施ということになります。

ソフト面につきましては、答申をいただいた後、段階的に小中一貫教育実施の準備段階に入っていきたいと考えております。当面は、中学校1校と複数小学校の組み合わせの「1対多の施設分離型」になるところが多いと思いますが、まずはその形のままに、小中一貫校を目指していくということです。

ただし、そこにも書いておりますように、児童生徒数の動向が大きく変化したり、教育制度をめぐる状況、また、泉南市をめぐる状況などが大きく変化した場合は、必要に応じてこの方針を見直すということを考えているということでございます。

以上でございます。

○会長

ありがとうございました。

諮問書につきましては、次回の審議会で意見交換の時間を確保いたしております。今日は、特に何かありましたらお願いしたいと思えます。

また、意見を出すに当たり、次回までに事務局に用意していただきたい資料等がございましたら、今ここで出していただけたらと思えます。よろしく願いします。

いかがでしょうか。

○T委員

小中一貫教育のイメージというか、施設のイメージが委員によってばらばらかもしれませんので、教育委員会でいろいろ視察に行かれたと思えますので、その資料をいただければと思えます、また、8月の議会だよりにありましたが、厚生文教常任委員会のほうも2施設の視察に行かれているということでしたので、そういう資料があればうれしいと思えます。

○会長

小中一貫教育の3つの類型というのは、今課長から説明があったんですけど、とりあえず施設一体型のイメージということでございますか。

事務局、いかがでしょうか。

○教育部長

3つの類型というのは、イラストがあったと思いますので、お示しできると思います。施設一体型のイメージについて、具体的な中身というのがちょっとイメージできないのですが、例えば、カリキュラムがどのように変わるのかというようなことでしょうか。どのような内容の資料を用意させていただければよろしいでしょうか。

○会長

T委員、もう一度御説明いただけますか。

○T委員

6ページに3つの類型があるんですが、基本的には、今の御説明のように施設型一体型、隣接型がいいということで、その方向で行きましょうという感じの御説明だったと思うんですが、今、先行事例として、どのような施設があり、その施設がどのような形で小中一貫教育を実施しているのかというようなものがあればありがたいのですが。

○教育部長

事務局でも小中施設一体型の学校を見に行っておりますので、写真、それから、実際に校舎の中の子どもたちの様子等、できるだけわかりやすいものを御用意したいと思います。

○会長

よろしく願います。ほか、いかがでしょうか。

○I委員

10ページの上の表の国立社会保障関係の資料及び泉南市のまち・ひと関係の資料で、当然違うわけですが、40年間のうちの半分として20年後、2035年前後でも泉南中学校、信達中学校が大規模校となる予測ですよ。どうにかクリアできるのが西信達中学校と一丘中学校の2校ですよ。「泉南市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」による推計になると、3校が大規模校になってしまうわけです。今後検討していく中でいろいろ詰めていったらいいんですが、40年間をめぐるとは言いながら、20年は小中一貫もできないことを、何で今ごろ課題に乘せるんだという、素朴な疑問も出てくるわけなんですよ。

何か、そういうことをクリアできるような何かがあるのか、あるいは上の表でいくとしても、この2つの学校をクリアするための何か方策というのが20年以内に出てくるのかどうか。その辺のところを、聞かせていただきたいと思うんですが。

○会長

「クリアする」というのは、どういうことでしょうか。

○ I 委員

「泉南市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」による推計による表では、20 年後でも 2 校が大規模校ですよね。

要するに、18 学級までを適正というか、標準とするならば、25 学級ということはそれをオーバーしてるということですよね。

○ 会長

なるほど。

○ I 委員

そういうことから、小中一貫校を目指したとしても、現実には、20 年後、泉南市の学校の半分しか、クリアできないということだと思うんですが、どういふふうにクリアできるのか、それを今の段階でどうお考えになっているのか御説明いただければと思います。

○ 教育部長

1 つは、8 ページのところの④ですね、学校規模ということで文科省のほうでは 12 から 18 を標準としているということで、25 以上が大規模校、30 以上をも超えてしまうと過大規模校ということで、前回の教育問題審議会の答申でも、31 学級以上というのは、早急に解消すべきだというようなことだったと思います。

そこで、この基準に照らし合わせますと、御質問の 2035 年の段階で数字を取れば、18 というところで取るのか、25 というところで取るのかということですが、いずれにしても、信達中学校区については 27 は下回らない予測だということでございます。

こういう予測にもかかわらず、なぜ小中一貫を目指すのかということですが、御説明をさせていただきましたように、これからの学校のあり方として、現在のように小学校、中学校との間に一つの節目をつくるというよりも、9 年間の義務教育を見渡して、子どもの学力のつけ方、子どもの将来像というのを定めるというのがいいのではないかと思います。小中一貫の効用については、「諮問書」の 4 ページの上の四角囲みで、学習指導上での効果や生徒指導上の効果など 4 点ほど分類して挙げております。

そのような効果があるということを踏まえて、泉南市の今後の義務教育の学校のあり方、小中一貫を目指したいということです。

ただし、委員御指摘のように、この表のようなクラス数となった場合に、無理に統廃合等を行うと過大規模校になってしまいます。これについては、先ほど説明をさせていただきましたように、「諮問書」の 7 ページにありますように、小中一貫校であっても 3 つのタイプがあるということです。その中でも一番効果的であるのは、「施設一体型」ということになるわけですが、これは、委員がおっしゃるように、2035 年の時点においても「施設一体型」にすると、大きな学校になり過ぎる可能性があるということですが、小中一貫については、「施設一体型」だけではなくて、1 対 1 の施設の分離型というようなものもありますし、1 つの中学校に対して複数の小学校の組み合わせで小中一貫教育

を実施することも可能ですので、「施設一体型」にするというのが理想だとは思いますが、これも無理やり実施するわけにはいきませんので、子どもたちの数の状況を見て、「施設分離型」であっても、義務教育の学校のあり方としては小中一貫教育を目指したいという趣旨でございます。

○I 委員

ありがとうございます。十分説明していただきまして、わかりました。

あとは、今後の検討の中で、小中一貫教育に3つの分類というのがある中で、「施設分離型」となれば「施設一体型」と比べると、不公平感が出てくるようなこともあると思うので、その辺は、今後詰めていかないといけない問題でしょうね。その辺も含めてわかりました。

○会長

ありがとうございます。そのほか、いかがでしょうか。

○B 委員

先ほどT委員からありましたように、厚生文教常任委員会で、学校施設を2カ所、視察をしてくれています。また、それについて事務局のほうから参考になるような資料があるようでしたら、この審議会に提出していただくようお願いしたいと思います。

ただ、今もいろいろ説明あったんですが、今回の諮問については、もう何でも、教育委員会としては小中一貫ありきなのかなと思うんですが、その中でやはりFMとの兼ね合いも大変重要な問題になってくると思います。だから、各学校の建築年数、あるいは耐震化を実施した年数、その辺の資料を次回までに全部出していただけますか。

○会長

いかがでしょうか。

○教育部長

その資料については、出させていたきたいと思います。

ただ、建築年数につきましては、一番古い校舎・建物と、それから、主たる建物の建築年数というようにいろいろな取り方がありますが、できるだけ両方出せるようにさせていただきたいと思います。それから、耐震工事を実施した年度についてもあわせて資料を作成させていただきます。

○会長

よろしくお願いします。そのほか、いかがでしょうか。

○P 委員

先ほどT委員から、小中一貫校のイメージが皆さんバラバラかもしれないのでイメージをとということだったんですが、御説明の中で、6・3制から4・3・2制へというようなカリキュラムというか、そのような区分でやっていく方がメリットがあるというような話もされていたので、先ほどのB委員の視察の先進事例でもいいんですが、カリキュラム的に先行事例の中で、6・3制よりも4・3・2制の方がこういうメリットがあるとか、施設面に加えて教育の中身についての資料というのがあれば、同時に示していただきたいと思います。

それともう一個、ここではメリットしか示されていないんですが、何かデメリットとかあるのであれば、検討する際の参考になると思いますので、失敗している例や難しい面などがあれば、お示しいただき議論の題材となればいいかなというところでございます。

もう一つ。この小中一貫校について、先ほどの「諮問書」の3ページの中ほどで、格差の改善に有効なものと示されているもののうちの1つが小中連携ということで、幾つかある選択肢の中で小中連携なり、小中一貫校を目指すということに至った経過があると思いますので、泉南市の教育を見渡した中で、いろんな課題を解決するには小中一貫校が最適であるという結論に至った経緯があれば、今度、補足説明や資料などでお示しいただきたいと思います。

○会長

事務局、どうでしょうか。まず、このカリキュラムの例、それから、メリット・デメリット。さらに、小中一貫教育を進めるということになった経緯、その3つについての説明をP委員から求められましたが、どうでしょうか。

○教育部長

カリキュラムにつきましては、例えば4・3・2制であれば、考えられるのは、例えば英語を前倒しするということもあると思うんですが、そのような例なのか、それとも、6・3制と4・3・2制を比較した場合のメリット・デメリットというようなことをお示しさせていただいたらいいいのかというところですが。

それと、小中一貫教育のデメリットについては、よく言われるように、同じメンバーで9年間過ごすというようなことがありますので、そのあたりはお出しできるかと思うんですが、最初の御指摘の分ですね、6・3制と4・3・2制のカリキュラムの部分でのメリット・デメリットというのは、どのような資料をお出しすればよろしいのでしょうか。

○会長

カリキュラム例というのをおっしゃいましたけれども。

○教育部長

カリキュラムの例をお出しすればよろしいでしょうか。

○P委員

今は小学校6年間と中学校3年間ということで区切っているのを、先ほどの説明でいくと、4・3・2制のような形で運用していくようなイメージということでおっしゃっていたので、そうなった場合に、今までの6・3制と何がどう変わるのかなというのが、多分皆さん共有できてないと思います。例えば4・3・2制では、4年間で今までの小学校6年間で詰め込んで学ぶなど、いろいろな先行事例があれば、事例としてお示しした上でメリットなどについて、共有した上で議論したほうがいいかなというところですよ。

○人権教育課長

全国いろんな事例がございますので、視察に行ったものが全部そうなのではないんですが、4・3・2制が小中一貫の中では一番多いというこ

とですので、その事例について何校か持ってきたいというように思っております。

それから、1つだけ、小中一貫のことなんですが、先ほど「目指す子ども像の共有」ということを申し上げました。これにつきましては、既に3中学校区で「目指す子ども像」ができております。あと1校、一丘中学校区が、現在、この同じ時間に、そのことについて論議をしているということになっております。その辺のことも含めて、なぜ小中一貫校という選択肢が出てきたかという根拠を、次回までにお示ししたいと思います。

○会長

今、泉南市の教育委員会の取り組みで、私が校長先生方に小中一貫教育の現状というふうなことでレクチャーさせていただいたり、また、現場の先生方が連続で3回学習会を開くということで、そこにも呼んでいただいて、校長先生方にさせていただいた説明を、3回に分けて説明させていただいたところでございます。

そのほか、何か追加資料等について御要望ございますでしょうか。

ありがとうございます。それでは、次回までに今出された資料等の用意をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

次に、議案の3番目、審議会スケジュールについての説明をお願いします。

○人権教育課長

本日配付の「資料5」、差替え分をご覧ください。

第1回の審議会のときにも審議スケジュールをお示したわけですが、そのときは、答申は2月というふうになっていたかと思います。しかし、パブリックコメントをいただいて、年度内にまとめたいということがございますので、非常にタイトなスケジュールではございますが、答申を1月にいただき、その後にパブリックコメントをいただいた上で、3月に成案を目指すということに変更させていただいております。それに従いまして、次回審議会を9月21日に開催させていただき、先ほど会長からあったように、おもに意見交換を行い、その後、10月に骨子案、11月素案を作成し御意見をいただいた上で、11月に4中学校区で、「教育を語る会」ということで市民や保護者の方にそれぞれの中学校区での説明と、それを受けて案をつくって答申という形で進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○会長

ありがとうございました。

○副会長

今、御説明の、3月成案予定の「成案」って、何が成案なんですか。ここで審議会は答申を出して終わりですね。教育委員会として、何を成案とされるんですか。

前回までの審議会では、教育振興基本計画ができて、その計画を最終、教育委員会議で決定をされて成案になったんですよ。今回は、この校区の教育の

あり方を審議会が諮問をされて答申する。それを受けて、教育委員会は3月に何を成案とされるのかだけ明確にしておいていただけますか。

○人権教育課長

検討事項のところに書かれてありますように、まずは小中一貫校ということをやっていくかどうかということです。それを方針として、教育委員会として示すということと、それをどのような形を目指していくのかということ、答申をいただいた後、論議をさせていただいて教育委員会として方針を出すということになります。

○副会長

それでいえば、「諮問書」の計画の理念実現を図る学校規模適正化を含めた学校のあり方を教育委員会として成案とするということで理解してよろしいですね。

○会長

ほか、何か審議会スケジュールなどについて御質問ございましたら、出していただけたらと思います。

○P委員

このスケジュールで1月に答申ということなのですが、その後パブリックコメント4週間を経て、今の成案が何かということがありましたけれども、答申を出すに当たって、今回、市民公募の方がお二人、委員として入っておられますが、この審議会のメンバー以外で何か意見を聞くとか、アンケートだったりとか、そういったことは何かするべきなのか、それとも、審議会に諮問されていますので、それはそれで別にして、審議会として答申をまとめるべきなのか、そのあたりというのはどうなのでしょう。

○会長

諮問していただいてここで審議した上で、市民の方の意見をいただくという手続のために、パブリックコメントをいただく期間を設けるということになると思うんですが、今、P委員からアンケートということが出されましたけれども、そういう事例というのはあるんですかね。

○P委員

20人の委員さんがいらっしゃって、その中には学校の先生もPTAの方もおられ、一定市民の方にも入っていただいておりますので、その中で多様な意見が出て、それを踏まえて答申を出すというのは基本路線かなと思うんですが、それに当たって、今回小中一貫校に全部しましょうというようなかなり大胆な案でもありますので、何かほかでも意見を聞いたほうがいいのかなという思いもあります。一方で20人の委員さんがおられますので、そこで多様な意見が出るとお思いますので、あえてそこまで要らないのかなという気もしております、そのあたりの進め方がどういう形がいいのかなと思うのですが、その辺、皆さんの御意見があればというところなんです。

○会長

そこはいかがでしょうか。

○人権教育課長

11月に4中学校区の「教育を語る会」を設けて、ここで一応意見をお聞かせいただいた後に案に反映するという形でいかがかという提案でございます。それでは不十分であるという趣旨であると理解してよろしいでしょうか。

○P委員

その会の対象者が不明ですが、そこで一定市民の方の意見が聞き、それも踏まえて進めていくというのであれば、それでいいかなと思うんですが。

○会長

今、P委員から出された、より広く意見を聞いていくということにつきましては、委員の皆さんから出される意見であるとか、あるいは、「泉南市の教育を語る会」というふうな形で広く意見を収集する中で、なおアンケート形式によって、保護者、教職員、場合によっては子どもの意見を収集する必要があるということになれば、より答申の精度を高める意味でも、アンケートをとる可能性もあるということで、今の段階では置いておきましょうか。委員として市民の代表の方も参加していただいていますし、「教育を語る会」やパブリックコメントという機会も設けておりますので。

ただ、皆さんの御意見なり、市民の方の御意見を把握した上で、より精度を高める必要があるということになったら、アンケートも視野に入れるということでは、そのほかいかがでしょうか。

○N委員

ほかのことでいいですか。ちょっとさかのぼるんですが。

検討事項の中で、方針実現のための条件というのがあるんですが、学校を統合するにあたって、一ついい例があるわけですね。鳴滝小学校の第一と第二を統合した結果、いろんなことが生まれてきたわけですね。それについて、その土地差別とかということが盛んに文章にも出ていますが、これについて何で原因がそうなったと思いますか。体制が変わっていますから、別に教育委員会を責めてるんじゃないんですが、その辺思い当たることがあれば、ちょっと聞かせてほしいんですが。

○会長

今、N委員のほうから出された内容については、次回のこの中身の議論ということになりますので、N委員から出されたことについて、事務局からのお考えを次回まとまった形で聞かせていただくということで、委員、よろしいでしょうかね。そのようなことで御準備をお願いいたします。

ほか、いかがでしょうか。

それでは、最後の議案に移っていききたいと思います。

次回の審議会の開催につきまして、日程等、事務局のほうでお考えがありましたら御提案をお願いします。

○人権教育課長

先ほどスケジュールのところでもお示ししましたとおり、9月21日の水曜日、午後3時から、場所は引き続きここで行いたいと思いますので、次回は今のこ

と全て含む資料を用意しまして、また、今の意見の回答も含めまして意見交換ということになっておりますので、よろしくお願いします。

○会長

次回の日程、それでよろしいでしょうか。

では、第5回の審議会として予定をしておりました議案事項は、一通り終了いたしました。

それでは、本日の審議会、これで終了したいと思います。どうもありがとうございました。御苦労さまでした。